

## 大津市会計年度任用職員募集要項

### 【職種：小中学校非常勤講師（週15時間）大津市教育支援センター】

令和8年度に大津市において採用する会計年度任用職員を募集します。会計年度任用職員とは一般職の地方公務員で、採用されると服務規程（職務専念義務や守秘義務等）が適用されます。

1 募集人数 2人（小学校非常勤講師1人、中学校非常勤講師1人 週15時間勤務）

2 募集職種 小中学校非常勤講師 大津市教育支援センター

#### 3 業務内容

大津市立小中学校に在籍する児童・生徒に対して、配属先の校長の監督責任のもと、次の各号に定める教科学習の時間の指導業務等を行う。

- (1) 教科学習の指導
- (2) 授業中の生徒指導
- (3) テスト等の採点および学習の評価等
- (4) 不登校傾向にある児童・生徒への支援（校内教育支援センター）に関連する、校長が指示する事項

【業務内容の変更範囲】：なし

#### 4 募集対象

(1) 次に掲げる応募資格のいずれにも該当する方

ア 有効な小学校の教員免許状を有する方又は中学校の教員免許状を有する方

（令和8年3月31日までに当該教員免許状を取得する見込みの方も含む）

イ 地方公務員法第16条の欠格事項および学校教育法第9条の欠格事由に該当しない方

ウ 勤務予定校に赴任できる方

(2) 日本国籍を有しない方については、法令により永住が認められている方または採用予定日前日までに認められる見込みの方のみ受験することができます。なお、法令により永住が認められている方とは、出入国管理および難民認定法（昭和26年政令第319号）による永住者および日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した方等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）による特別永住者をいいます。

#### 5 応募受付期間

令和8年3月27日（金）まで

※ただし、合格者が採用予定人員に達し次第、受付を終了します。お手数ですが、応募に当たっては下記の連絡先に、現在も受け付け中か必ずご確認ください。

#### 6 応募方法

ハローワークを通じてご応募いただくか、下記の連絡先へ直接電話連絡してください。

選考日当日に下記①～③の書類を持参してください。

①ハローワーク紹介状（ハローワークを通じて応募される場合）

②写真を添付した履歴書

③有効な教員免許状の写し（当該免許を取得見込みの方はそれを証する書面）

※選考の手続きにおいて提出された個人情報については、選考及び任用の手続きに必要な範囲内でのみ使用します。

【受付時間】土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時

【連絡先】大津市教育支援センター「非常勤講師 採用担当者」まで 電話番号：077-527-5525

## 7 選考日時及び選考会場

【日 時】令和8年3月27日（金）までの随時 ※個別に電話連絡します。

【会 場】明日都浜大津1階 大津市教育支援センター

（大津市浜大津四丁目1番1号 ※京阪電車びわ湖浜大津駅から徒歩約3分）

※当日は、公共交通機関をご利用ください。車でお越しの場合は、駐車料金は自己負担となります。

※公共交通機関の遅延等が生じた場合は、別途対応します。

## 8 選考方法

作文試験（20分程度）及び個人面接試験（5分程度）の総合判定

## 9 結果の発表

受験者本人宛に、令和8年3月27日（金）から同月31日（火）までに、合否通知を文書で発送します。

## 10 勤務条件

任用期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで 採用後、1ヶ月（実勤務日数が15日に満たない場合は15日まで延長）は条件付採用とし、良好な成績で勤務して初めて正式採用されます。
再度の任用	■ 原則あり □ 原則なし 翌年度も同じ免許状を必要とする職が設置され、勤務成績が良好な場合は、再度任用する場合があります。（4回まで最長5年度） ※再度の任用にあたっては、配置校、勤務日数及び勤務時間数を変更する場合があります。
勤務地	①大津市立唐崎小学校（大津市際川四丁目7-1）※小学校の教員免許状を有する方 ②大津市立南郷中学校（大津市赤尾町57-1）※中学校の教員免許状を有する方
勤務地変更の可能性	1 あり →（大津市内の小中学校） 2 なし
勤務日	月～金曜日のうち週5日以内、週15時間、年間35週以内 ただし、学校行事等により週休日の振替を行う場合があります。
休日	土曜日、日曜日、国民の祝日、大津市立小中学校の夏季、冬季及び学年末等における休業日
休暇	年次有給休暇（年間勤務日数に応じて付与）、特別休暇あり（要件あり）
勤務時間	8時30分～16時30分のうち学校長が指定する勤務時間（場合により休憩を付与）
基本給	時給2,890円
諸手当	通勤手当相当（片道2km以上の場合に支給。週4日以上勤務者は上限月額55,000円、週3日以下の場合上限月額2,619円）、時間外勤務手当相当が要件により支給されます。
社会保険	加入なし
災害補償	公務上の災害又は通勤による災害についての補償制度あり
服務	地方公務員法に規定する服務及び懲戒に関する規程の対象となります。 営利企業への従事（兼業）は可能ですが、その場合でも職務専念義務や信用失墜行為の禁止等の服務規律は適用となるため、留意してください。（兼業先との所定勤務時間の合計が週40時間を超える場合は職務遂行に支障をきたす恐れがあるため、認められません。）
その他	・給与等支給日：翌月20日 ・勤務条件については、関係条例や規則等の改正が行われた場合、その定めるところにより変更します。